

医療機関の皆様へ

重度心身障害者等医療費助成制度が変わります

日頃は、徳島県の保健福祉行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

徳島県では、重度心身障害者等の方に対する医療費自己負担金の助成制度を実施しているところですが、このたび、同助成制度の改正が行われます。

○入院時食事療養費の標準負担額が助成の対象外になります。

平成18年9月30日までは入院時食事療養費の標準負担額に対して助成が行われますが、10月1日以降の利用分から、入院時食事療養費の標準負担額が助成対象でなくなります。

この改正に伴い、10月利用分からは、重度心身障害者等医療費受給者証への記載は、必要ありません。

(当面の間は、旧の受給者証を使用する市町村もありますので、ご注意ください。)

○入院時生活療養費の標準負担額は、重度心身障害者等医療費助成制度の対象となりません。

徳島県保健福祉部障害福祉課